

# 組織で支える「絆づくり」と「居場所づくり」

西部教育局 お役立ち情報 令和6年7月号

## いじめを認知した際の子どもと保護者への対応のポイント

先月号では、いじめが疑われる情報をキャッチした際の動きについて、お伝えしました。今月号では、いじめを認知した際の子どもと保護者に向けた対応のポイントの具体について、一部紹介します。

子ども

### いじめを受けている側に対しての対応のポイント(例)

保護者



### 子どもが言えない、言わない 心の内を理解しましょう

#### 《基本的な姿勢》

・つらい気持ちを受け入れ、共感し、心の安定を図る。

#### 《事実の確認》

・悔しさつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聴く。

#### 《支援のポイント》

- ・学校全体で組織的に解決していくことを伝える。
- ・「あなたに原因がある」「がんばれ」などの指導や 安易な励ましはしない。
- ・不安な点を聴き、今後の具体的な過ごし方を一緒に 考える。

#### 《経過観察》

・自己肯定感を回復できるよう、自信をもたせる言葉 かけと共に、授業・学級活動等での活躍の場や、 友人との関係づくりを支援する。

### 保護者の気持ちに寄り添った ていねいな対応をしましょう



#### 《基本的な姿勢》

- ・学校として、解決に向かって取り組むことを 伝える。
- ・指導の経過や状況等、連携を継続する。

#### 《情報共有》

・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、謝罪及び学校で把握した事実 関係を正確に伝える。

#### 《支援のポイント》

・学校の指導方針を具体的に伝え、今後の 対応について一緒に協議する。

#### 《経過観察》

·家庭で子どもの変化には注意してもらい、どんな些細なことも相談してほしい旨を伝える。

### 子ども

#### いじめを行った側に対しての対応のポイント(例)

保護者



### 人をいじめてしまうのは、その子が 何か課題や問題を抱えているからだ と考えましょう

### 《基本的な姿勢》

- ・行為に関しては毅然とした態度で指導を行い、 いじめが人として決して許されない行為であることを 理解させる。
- ・いじめを行ってしまった要因・背景を分析し、 子どもの内面を見つめた支援を継続的に行う。

### 《支援のポイント》

- ·どの行為·言動が、いじめに該当したかを明確にし、 理解させる。
- ・いじめに至った心情やグループ内等での立場を 振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。

#### 《経過観察》

・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き 観察を行い、必要な指導・相談活動を継続的に行う。

### いじめを行った子どもの保護者 の思いを理解しましょう



### 《基本的な姿勢》

・「いじめていた」という行為を伝えるのではなく、どの行為をいじめとして判断したか 具体的に説明し、理解を得る。

#### 《情報共有》

・指導の経過と子どもの様子等を伝え、指導 に対する理解を求める。

### 《支援のポイント》

・いじめたことを責めるのではなく、子どもをよりよく成長させたいという思いを伝える。

#### 《経過観察》

令和6年

・子どもの変容を図るために、今後のかかわり 方などを一緒に考え、具体的な助言をする など連携を図る。



ここに示したポイントは一例となります。 4月改訂! より詳しい内容についてはこちらを御覧ください。 >鳥取県いじめ対応 マニュアル PI5~